

四半期報告書

(第12期第3四半期)

自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日

株式会社G A B A

東京都渋谷区元代々木町30番13号

(E05636)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
(4) ライツプランの内容	18
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(6) 大株主の状況	18
(7) 議決権の状況	19

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	22
(2) 四半期損益計算書	24
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	26

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【四半期会計期間】	第12期第3四半期(自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 健二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 累計期間	第12期 第3四半期 累計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第12期 第3四半期 会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 1月1日 至平成21年 12月31日
売上高（千円）	5,129,400	5,749,657	1,621,565	2,016,567	6,702,189
経常利益又は経常損失（△） （千円）	△83,688	731,989	△51,873	373,283	△150,543
四半期純利益又は四半期（当期） 純損失（△）（千円）	△102,736	397,523	△79,946	200,212	△174,598
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	594,738	594,738	594,738
発行済株式総数 普通株式（株）	—	—	43,706	43,706	43,706
優先株式（株）	—	—	153	153	153
純資産額（千円）	—	—	940,893	1,266,555	869,032
総資産額（千円）	—	—	6,378,704	7,778,296	6,616,717
1株当たり純資産額（円）	—	—	△13,824.19	△6,777.40	△15,584.78
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期（当期）純損失 （△）金額（円）	△2,715.21	8,807.38	△1,945.58	4,483.82	△4,475.80
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）					
普通株式	—	—	—	—	—
優先株式	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	14.8	16.3	13.1
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	1,050,064	1,371,350	—	—	1,395,684
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△32,136	60,941	—	—	△67,787
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△277,237	—	—	—	△277,237
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	1,594,154	3,336,414	1,904,122
従業員数（人）	—	—	441	405	434

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益は、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	405	(37)
---------	-----	------

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 従業員数欄の（ ）外書は、当第3四半期会計期間における臨時従業員の平均雇用人員数であります。

3. 業務委託契約のインストラクター（講師）が当第3四半期末現在において870名おりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

(2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
英会話事業	1,990,330	123.6
その他事業	26,236	237.3
合計	2,016,567	124.4

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

イ) 地域別実績

地域	当第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
関東地区	29	561	1,641,395	122.8
中部地区	1	28	65,427	111.4
関西地区	5	111	283,507	131.8
合計	35	700	1,990,330	123.6

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンをを行うスペースをブースと呼んでおります。

ロ) 規模別実績

規模	当第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
大型スクール	15	416	1,169,098	117.5
小型スクール	20	284	821,232	133.4
合計	35	700	1,990,330	123.6

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンをを行うスペースをブースと呼んでおります。
3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間（平成22年7月1日～平成22年9月30日）におけるわが国の経済は、急激な円高進行や雇用環境の悪化等により一時は回復基調にあると考えられていた経済が再び低迷する懸念が発生しつつあります。当社の所属する外国語教室市場におきましては、このような外部環境の中にありながら、昨今の外国語会話能力修得意識の高まりにより新規入会者数が回復に転じており、中でも当社の事業領域であるマンツーマンレッスン市場は、修得効率を重視する層に支持をいただき堅調に伸長してきているものと考えられます。

当社はマンツーマンレッスン専門の企業として、高い学習意欲を持つ方々のニーズに応えるべく、顧客満足・顧客志向を基本方針とした事業展開を行っております。事業面においては、当社最大の商品である高品質なレッスンをはじめ、適時適切なカウンセリング、通いやすく快適なレッスン環境等を総合的に提供し、クライアントの英会話力の修得・向上に寄与できる体制の維持向上に努めております。一方で、財務面におきましては、前事業年度において作り上げたスリムなコスト体制を維持し、収益性を向上させることを念頭に営業活動を続けております。

当第3四半期会計期間において、英会話事業におけるレッスンによる売上高が1,812,234千円、入会金、テキスト販売による売上高が178,095千円、その他事業における売上高が26,236千円であったことにより、当社全体の売上高は2,016,567千円（前年同期比24.4%増）となりました。

売上原価は前年同期と比較して1.6%減少し、1,078,481千円となりました。これは、平均在籍クライアント数が増加したことともなう提供レッスン数の増加による委託講師報酬の増加があったものの、一部LSの閉鎖ならびに賃貸借契約の見直し等による賃料の減少等があったことによるものです。販管費は前年同期と比較して2.6%減少し、575,515千円となりました。これは、本社移転による本社賃料の減少、その他コスト削減策の実施等によるものです。

また、なんばLS（大阪市）の新設を決定し、近隣の心斎橋LSを閉鎖し同LSに統合することとなったため、新たに店舗閉鎖損失引当金繰入額35,189千円を特別損失として計上しました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の業績は、売上高2,016,567千円（前年同期比24.4%増）、営業利益362,570千円（前年同期は営業損失△65,884千円）、経常利益373,283千円（前年同期は経常損失△51,873千円）、四半期純利益は200,212千円（前年同期は四半期純損失△79,946千円）となりました。

なお、当社は平成21年1月1日より収益計上基準を変更しており、同日以降に締結した契約に基づく受講料については、レッスンポイント消化により当該受講料を売上高として計上する方法に変更しております。本基準に基づき、消化レッスンポイント311,302ポイントにポイント単価を乗ざると1,863,846千円となりますが、前述のレッスンによる売上高1,812,234千円との差異が△51,611千円生じております。この差異は、消化レッスンポイントには、受講料を受講契約期間に応じて按分計上する従来の収益計上基準に基づき計上されるレッスンポイントが含まれていることによるものです。

		第2四半期 累計期間 自平成22年1月1日 至平成22年6月30日	第3四半期 会計期間 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 累計期間 自平成22年1月1日 至平成22年9月30日
消化レッスンポイント	①	600,842	311,302	912,144
ポイント単価（円）	②	5,966	5,987	5,973
レッスン売上高(1)（千円）	③=①×②	3,584,345	1,863,846	5,448,191
(△)計上基準変更による 影響額（差異）（千円）	④	△244,585	△51,611	△296,197
レッスン売上高(2)（千円）	⑤=③+④	3,339,759	1,812,234	5,151,994
入会金、テキスト販売(千円)	⑥	354,585	178,095	532,681
その他（千円）	⑦	38,745	26,236	64,981
売上高計（千円）	⑤+⑥+⑦	3,733,089	2,016,567	5,749,657

(注)ポイント単価はレッスン売上高(1)を消化レッスンポイントで除して算定した値を記載しております。

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

(英会話事業)

英会話事業においては、従前より引き続き、カウンセラーのカウンセリングスキル、インストラクターのティーチングスキル向上のための研修の実施等により満足度の高いサービス提供に努めております。

スクールの配置状況につきましては、3月末にて新百合ヶ丘L Sを閉鎖し、新たに4月1日に町田L Sをオープンいたしました。また事業の効率化を目的に三軒茶屋L Sを5月末にて閉鎖し近隣の渋谷L S他に統合しております。これらにより、当第3四半期会計期間末において、関東地区に29L S（9月末にて閉鎖した田町L Sを含めております）、中部地区に1L S、関西地区に5L S、計35L Sを展開する体制となりました。

当第3四半期会計期間における新規入会者数は前年同期と比較し29.8%向上し、3,367名となりました。これは、法人契約（研修型契約・福利厚生型契約）による入会者、生徒・学生の入会者が引き続き好調に推移したことに加え、7月・8月に販売した短期集中コースも好評であったことにより、特に7月から9月にかけての3ヶ月間に当初計画を上回る入会者があったことによるものです。また、1つのコースを修了したクライアントが新しいコースで受講を継続する比率である契約継続率についても前年同期を上回る水準で推移した結果、母数となるコース修了クライアント数の減少がありながらも契約継続者数は前年同期と比較し0.3%の減少に留まり、2,597名となりました。これらにより、当第3四半期会計期間末において、当社スクールに在籍するクライアント数は18,061人となりました。

子供向け英会話「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」につきましては、7月1日より関西・中部地方において提供を開始し、当第3四半期会計期間末において19箇所のL Sにて開講しております。クライアントは順調に増加しており、当第3四半期会計期間末の在籍クライアント数は167人（前述のクライアント総数の内数）となりました。Gaba kidsは、受け入れ態勢が整ったL Sより順次展開を拡大してまいります。

地域別の売上高実績といたしましては、関東の売上高は1,641,395千円（英会話事業売上高に占める割合は82.5%）、中部の売上高は65,427千円（英会話事業売上高に占める割合は3.3%）、関西の売上高は283,507千円（英会話事業売上高に占める割合は14.2%）となりました。また、規模別売上高の比率としましては、大型スクールが58.7%、小型スクールが41.3%となっております。

以上の結果、当第3四半期会計期間における英会話事業の売上高は、1,990,330千円（前年同期比23.6%増）となりました。

(その他事業)

スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするための各種英語学習教材の販売による売上および法人契約によるレッスンのうち、クライアントの勤務先においてレッスンを行う講師派遣型契約による売上を当事業に含めております。

講師派遣型契約が好調に推移したことにより、当第3四半期会計期間におけるその他事業の売上高は、26,236千円（前年同期比137.3%増）となりました。

- (注) 1. 当社では、生徒・学生、社会人等を対象とした一般向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」、子供向け英会話レッスン「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」を開講するスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）と呼んでおります。
2. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。
3. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。
4. クライアントがレッスンを受講できる権利（役務の提供を受ける権利）をレッスンポイントと呼んでおり、1回のレッスン受講につき1レッスンポイントが消化されます。また、レッスンを受講されずに契約期間が終了した場合、クライアントの事由によるキャンセル等があった場合には、レッスンポイントは消化されたものとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物は、第2四半期会計期間末（3,047,974千円）に比べ288,439千円増加し、3,336,414千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において営業活動により得られた資金は、310,872千円（前年同期間202,569千円）となりました。これは主に、税引前四半期純利益の計上337,850千円、前受金の増加92,755千円、受講料金銭信託の増加122,535千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において投資活動により使用した資金は、22,432千円（前年同期間55,427千円）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4,940千円、無形固定資産の取得による支出27,924千円、敷金及び保証金の回収による収入10,432千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間において財務活動により得られた資金はございません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1. 主要な設備の状況

(1) 当第3四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	事業の部門別 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員 数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具器 具及び 備品	敷金及 び保証 金	合計	
赤坂溜池L S (東京都港区)	英会話 その他	教室設備	6,686 (97.82㎡)	—	—	—	6,686	6

(注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。

2. 従業員は、就業人員数であります。

3. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。

4. 赤坂溜池L Sの取得は4階部分改修によるものであります。

2. 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備計画の完了

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、「1. 主要な設備の状況」の項目に記載しております。

(2) 重要な設備の新設等

当第3四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の新設はありません。

(3) 重要な設備の除却等

当第3四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の除却等は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業の部門別 の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月日
心齋橋L S (大阪市中央区)	英会話その他	教室設備	21,189	平成23年3月

(注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。

2. 心齋橋L S除却は閉鎖に伴うものであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

②発行済株式

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,706	43,706 (注) 1	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
第1回A種優先株式	153	153	非上場	(注) 3
計	43,859	43,859	—	—

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。）により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、当社は単元株制度を採用しておりません。
3. 第1回A種優先株式（平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更）の内容は次のとおりであります。

① 剰余金の配当

(a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日（以下「配当基準日」という。）における第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）または第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（実質株主を含む。以下、同じ。）および普通株式の登録株式質権者（以下併せて「普通株主等」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する（以下「第1回A種優先配当金」という。）。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日より、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額（以下「第1回A種期中優先配当金」という。）を控除した額とする。

(b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第1回A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当率は、(i) 平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii) 下記に定義する配当率修正日から次の配当率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR（12ヵ月物）に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR（12ヵ月物）」とは、各配当率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（12ヵ月物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヵ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（12ヵ月物）に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (d) 累積条項
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで（初日および分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権
配当金および累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位が第一位と定められているため、第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数（初日および取得請求日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日
取得請求日は、毎年4月14日とする（ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。）。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付で取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数
取得請求可能株式数は、(i) 年度取得予定株式数（以下に定義される。）と(ii) 会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。
「年度取得予定株式数」は、
(i) 平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%（90株）から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(ii) 平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0% (240株) から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

(iii) 平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株) から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。

(e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。

かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。

取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。))を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

⑧ 種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会

当社は、会社法第322条第1項各号に定める事項につき、種類株主総会の決議を要しない旨についての定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	535(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,070(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,007(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,014(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～平成23年11月20日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,706
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成24年12月14日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②ないし④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等が発行する場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②ないし④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数} \times \text{1株あたりの発行または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}}$$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
 - イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
 - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
 - イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
 - ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
 - ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
 - ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12(注)1・2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成28年12月1日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	81(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日(注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のこととなります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	43,859	—	594,738	—	444,738

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の受領がなく、当第3四半期会計期間において大株主の異動については把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 153	—	A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記3.に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 43,706	43,706	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,859	—	—
総株主の議決権	—	43,706	—

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	48,350	48,400	41,000	44,500	40,950	41,800	36,300	39,200	40,700
最低（円）	30,150	35,400	35,500	37,000	31,800	31,500	32,000	34,300	35,600

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 新 任 役 員

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

(2) 退 任 役 員

役 名	役 職 名	氏 名	退 任 年 月 日
取 締 役 最 高 財 務 責 任 者	管 理 部 門 長	麻 野 憲 志	平 成 22 年 6 月 30 日
取 締 役	—	楠 美 公	平 成 22 年 7 月 31 日

(3) 役 職 の 異 動

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,336,793	1,904,122
売掛金	290,154	198,297
受講料金銭信託	※1 2,270,463	※1 2,098,191
有価証券	999,621	—
たな卸資産	※2 137,133	※2 143,354
その他	199,283	466,492
流動資産合計	6,233,449	4,810,458
固定資産		
有形固定資産		
建物	711,221	801,482
減価償却累計額	△191,671	△196,457
建物（純額）	519,550	605,025
構築物	36,522	43,720
減価償却累計額	△16,261	△18,032
構築物（純額）	20,260	25,687
工具、器具及び備品	604,782	632,035
減価償却累計額	△427,837	△388,425
工具、器具及び備品（純額）	176,945	243,610
有形固定資産合計	716,755	874,323
無形固定資産	116,858	81,627
投資その他の資産		
敷金及び保証金	681,583	818,979
その他	29,648	31,329
投資その他の資産合計	711,232	850,308
固定資産合計	1,544,846	1,806,259
資産合計	7,778,296	6,616,717
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,959	2,764
未払金	193,328	192,292
未払費用	182,406	159,636
未払法人税等	127,951	—
前受金	5,768,118	5,084,515
店舗閉鎖損失引当金	58,482	118,555
賞与引当金	88,417	153,491
その他	85,076	36,430
流動負債合計	6,511,740	5,747,685
負債合計	6,511,740	5,747,685

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,738	594,738
資本剰余金	444,738	444,738
利益剰余金	227,079	△170,443
株主資本合計	1,266,555	869,032
純資産合計	1,266,555	869,032
負債純資産合計	7,778,296	6,616,717

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	5,129,400	5,749,657
売上原価	3,321,807	3,207,593
売上総利益	1,807,593	2,542,063
販売費及び一般管理費	※1 1,934,524	※1 1,851,226
営業利益又は営業損失(△)	△126,930	690,837
営業外収益		
受取利息	4	1,381
催事参加料	2,168	4,199
金銭の信託運用益	8,795	4,757
受取手数料	27,016	22,955
その他	5,381	7,972
営業外収益合計	43,365	41,266
営業外費用		
為替差損	123	114
営業外費用合計	123	114
経常利益又は経常損失(△)	△83,688	731,989
特別損失		
固定資産除却損	13,609	5,117
店舗閉鎖損失引当金繰入額	89,374	54,944
特別損失合計	102,984	60,061
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△186,672	671,927
法人税、住民税及び事業税	1,086	122,260
法人税等調整額	△85,022	152,143
法人税等合計	△83,936	274,404
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△102,736	397,523

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	1,621,565	2,016,567
売上原価	1,096,543	1,078,481
売上総利益	525,021	938,086
販売費及び一般管理費	*1 590,906	*1 575,515
営業利益又は営業損失(△)	△65,884	362,570
営業外収益		
受取利息	1	721
催事参加料	—	1,077
金銭の信託運用益	2,718	1,111
受取手数料	9,721	6,252
その他	1,570	1,558
営業外収益合計	14,011	10,720
営業外費用		
為替差損	—	7
営業外費用合計	—	7
経常利益又は経常損失(△)	△51,873	373,283
特別損失		
固定資産除却損	381	242
店舗閉鎖損失引当金繰入額	99,384	35,189
特別損失合計	99,765	35,432
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△151,638	337,850
法人税、住民税及び事業税	△853	121,518
法人税等調整額	△70,837	16,120
法人税等合計	△71,691	137,638
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△79,946	200,212

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	△186,672	671,927
減価償却費	143,975	124,822
長期前払費用償却額	2,642	2,307
受取利息	△4	△1,381
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	61,240	18,400
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△21,871	△65,073
固定資産除却損	9,663	2,328
売上債権の増減額 (△は増加)	46,517	△91,857
たな卸資産の増減額 (△は増加)	8,723	6,221
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,856	5,195
未払金の増減額 (△は減少)	△31,290	△9,334
未払費用の増減額 (△は減少)	△13,882	22,770
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△30,897	57,642
前受金の増減額 (△は減少)	990,140	683,602
受講料金銭信託の増減額 (△は増加)	236,171	△172,271
預り金の増減額 (△は減少)	△12,795	△8,042
その他	7,405	13,916
小計	1,207,208	1,261,175
利息及び配当金の受取額	4	1,563
法人税等の支払額	△157,147	△1,816
法人税等の還付額	—	110,427
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,050,064	1,371,350
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△41,069	△32,044
無形固定資産の取得による支出	△15,681	△43,423
敷金及び保証金の差入による支出	△62,990	△4,680
敷金及び保証金の回収による収入	90,525	142,075
その他	△2,920	△986
投資活動によるキャッシュ・フロー	△32,136	60,941
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△250,840	—
配当金の支払額	△26,397	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△277,237	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	740,690	1,432,292
現金及び現金同等物の期首残高	853,463	1,904,122
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,594,154	※1 3,336,414

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

(有価証券の評価基準及び評価方法)

当第3四半期会計期間において満期保有目的の債権を取得しており、償却原価法（定額法）を採用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成21年12月31日)												
<p>※1 受講料金銭信託 毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理することにより保全しております。仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、受益者（顧客）に対し信託財産の交付を行うこととなっております。</p>	<p>※1 受講料金銭信託 同左</p>												
<p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">122,444千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">3,263千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">11,425千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	122,444千円	仕掛品	3,263千円	貯蔵品	11,425千円	<p>※2 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">123,279千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">8,751千円</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">11,323千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	123,279千円	仕掛品	8,751千円	貯蔵品	11,323千円
商品及び製品	122,444千円												
仕掛品	3,263千円												
貯蔵品	11,425千円												
商品及び製品	123,279千円												
仕掛品	8,751千円												
貯蔵品	11,323千円												

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">675,773千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">485,519千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">29,168千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	675,773千円	給与手当	485,519千円	賞与引当金繰入額	29,168千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">679,559千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">442,402千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">34,239千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	679,559千円	給与手当	442,402千円	賞与引当金繰入額	34,239千円
広告宣伝費	675,773千円												
給与手当	485,519千円												
賞与引当金繰入額	29,168千円												
広告宣伝費	679,559千円												
給与手当	442,402千円												
賞与引当金繰入額	34,239千円												

前第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">192,878千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">155,575千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">29,168千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	192,878千円	給与手当	155,575千円	賞与引当金繰入額	29,168千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">202,533千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">144,978千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">34,239千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	202,533千円	給与手当	144,978千円	賞与引当金繰入額	34,239千円
広告宣伝費	192,878千円												
給与手当	155,575千円												
賞与引当金繰入額	29,168千円												
広告宣伝費	202,533千円												
給与手当	144,978千円												
賞与引当金繰入額	34,239千円												

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 1,594,154千円	現金及び預金勘定 2,336,793千円
現金及び現金同等物 1,594,154千円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券 999,621千円
	現金及び現金同等物 3,336,414千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	43,706株
優先株式	153株
計	43,859株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	－株
優先株式	－株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	新株予約権の四半期会計期間末残高
第3回新株予約権	普通株式	200	－
第4回新株予約権	普通株式	3,412	－
第5回新株予約権	普通株式	12	－

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 一千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

重要な変動はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成21年12月31日)
1株当たり純資産額 $\Delta 6,777$ 円40銭	1株当たり純資産額 $\Delta 15,584$ 円78銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成21年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1,266,555	869,032
普通株式に係る四半期末(期末)純資産額(千円)	$\Delta 296,212$	$\Delta 681,148$
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る四半期末(期末)の純資産との差額の主要な内訳		
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(千円)	1,530,000	1,530,000
ロ. 優先配当額(千円)	32,768	20,180
普通株式の発行済株式数(株)	43,706	43,706
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	43,706	43,706

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)

前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△) $\Delta 2,715$ 円21銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 8,807円38銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	$\Delta 102,736$	397,523
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	$\Delta 118,671$	384,935
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
イ. 優先配当額(千円)	15,094	12,587
ロ. 優先株式の償還差額(千円)	840	—
期中平均株式数(株)	43,706	43,706
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△) △1,945円58銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 4,483円82銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△79,946	200,212
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△85,033	195,970
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
イ. 優先配当額 (千円)	5,086	4,242
ロ. 優先株式の償還差額 (千円)	—	—
期中平均株式数 (株)	43,706	43,706
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更における会計処理基準に関する事項の変更（2）収益計上基準の変更に記載されているとおり、会社は収益の計上基準を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社GABA

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 印

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 園田 博之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GABAの平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。